

後見制度支援預金

商品概要説明書

(2021年4月1日現在適用中)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 販売対象	・家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける または 受けている方で、同家庭裁判より本商品の利用にかかる「指示書」の発行を受けた方。
3. 期間	・期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは、成年被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
4. 預入	(1) 預入方法 家庭裁判所の「指示書」によりお預けいただきます。 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店舗のみで払戻しいたします。
6. 利息	■付利型 (1) 普通預金の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) (2) 利払方法 年2回(2月・8月)の当組合所定の日元金に組み入れます。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 ■無利息型 お利息はつきません。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息については、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・無利息型は、利息がつかないため税金はかかりません。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・お取引は、口座開設店舗のみを窓口とします。 ・この預金口座から各種料金の自動引落はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。(ATMのご利用はできません。) ・マル優のお取扱いはできません。 ・給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。
10. 金利情報について	・店頭に表示されている金利一覧をご覧ください。または窓口にお問い合わせください。

後見制度支援預金

商品概要説明書

(2021年4月1日現在適用中)

<p>1.1. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓 口 : 古川信用組合総務部リスク統括課】0229-21-7666 受 付 日 : 月曜日～金曜日 (祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間 : 9時～17時 なお、苦情等対応手続については、各営業店にお問い合わせいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp/・紛争解決措置 仙台弁護士会 紛争解決支援センター (電話: 022-223-1005) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249) 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記組合窓口、または 下記のしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同で解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等へご照会ください。 【窓 口 : 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日 : 月曜日～金曜日 (祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間 : 9時～17時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
<p>1.2. その他参考となる事項</p>	<p>(1) 付利型 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(2) 無利息型 預金保険制度により全額保護の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・この預金は「後見制度支援預金規定」によりお取扱いいたします。